

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年4月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

<福祉推進のため> ,

○匿名様（中央三輪） 50,000円

<福祉推進のため（常呂自治区のために）>

○常呂ライオンズクラブ様 1,000,000円

<会の解散に際し福祉推進のために>

○樺太連盟北見支部様（幸町） 39,809円

<故人が生前お世話になったため>

○大島 由利子様（東三輪）	10,000円	○村林 真奈美様（端野町）	30,000円
○斉藤 誠司郎様（端野町）	30,000円	○北川 憲一様（端野町）	30,000円
○小林 幸子様（端野町）	30,000円	○嘉村 ツギ子様（留辺蘂町）	20,000円
○久保 洋様（留辺蘂町）	20,000円	○滝川 郁子様（留辺蘂町）	20,000円